

議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び目黒区議会会議規則第119条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

1 派遣目的

平成23年9月1日に締結した東城区との友好都市協定（旧崇文区とは平成3年10月に協定締結）に基づき、相互理解と友好関係を増進させ、協力関係を築いていくため、東城区を訪問し意見交換を行うとともに、併せて、目黒区・東城区・中浪区との三区間交流事業を視察する。

2 派遣先

中華人民共和国北京市東城区

3 派遣期間

令和7年7月21日（月・祝）～23日（水）

4 派遣議員

鈴木 まさし 議員
おのせ 康 裕 議員
西 村 ち ほ 議員
吉 野 正 人 議員
金 井 ひろし 議員

以 上